

令和6年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和6年12月26日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時20分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

被保険者を代表する委員（5名）

三浦 雅子、杉本 千登世、堀江 賢治、石原 計男、岩橋 豊
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）

鈴木 達人、松尾 功、花井 雅志、山崎 雅弘、加藤 富士子
公益を代表する委員（4名）

富田 香織、長谷川 裕子、小幡 月子、平野 良子

14名

4 欠席委員

若杉 浩二

5 傍聴者数

5名

6 出席した事務局職員

健康福祉部長 臼井 武男、保険医療課長 森下 克俊、
保険医療課長補佐（国保庶務担当）兼国保庶務係長 小川 真貴子、
国保年金係長 中西 育美、国保庶務係主査 梶田 弥生

7 議題等

- (1) 国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について
- (2) 仮算定結果に基づく税率改定（案）について
- (3) その他

8 会議の要旨

副会長	定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 なお、本日は若杉会長から本会を欠席される旨の連絡がございましたので、副会長である、わたくし平野が議長をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。会議に入ります前に、山崎 雅弘委員から遅れる御連絡がございました。あとの委員さんはわからないですけれども、 本日の出席委員数は11名でございます。本会規則第7条の規定による定足数、8名に達しておりますので、ただいまより開会をいたします。 なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。議事録作成のため、会議中の御発言はICレコーダーで録音させていただきますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願い申し上げます。 途中入室なさいました委員さんがございましたら、出席となります。よろしくお願いいたします。 議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者として指名させていただきます。 今回の議事録署名者は、石原 計男委員、鈴木 達人委員のお二人にお願いしたいと思います。 なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしくお願いいたします。 それでは、お願いいたします。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思えます。事前にお送りした資料一覧のとおりとなっておりますが、会議の次第から、右上に資料1とありますA3横のシート1枚、同じくA3横の別紙1から3、次にA3横の資料2・資料3になります。また、本日、机上に置かせていただいたのがA3横の資料1の、申し訳ございません、差し替え版と、参考としてA4の「国民健康保険税の計算方法（令和6年度）」、報酬の振込についての通知となります。不足するものがございましたら、お知らせください。
副会長	よろしかったでしょうか。 それでは、議事に入ります。本日の議題、議題の(1)「国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について」と議題(2)「仮算定結果に基づく税率改定（案）について」は、内容が関連したものになります

	ので、一括して事務局から説明をお願いします。
保険医療課長 補佐兼国保庶 務係長	保険医療課長補佐の小川でございます。よろしくお願いします。 議題(1)「令和7年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について」、私からご説明させていただきます。 それではまずは、現在の国保制度の仕組みについて振り返らせていただきます。 はじめに資料3をご覧ください。制度の財政運営の責任主体は愛知県が担っておりまして、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として、市町村に支払う代わりに、市町村は県が市町村ごとに決定した事業費納付金に見合った保険税を設定・徴収して県に納付する仕組みとなっております。 そこで項番1、国民健康保険事業費納付金ですが、愛知県内の市町村全体で来年度に必要な医療費総額の見込みを出し、そこから、国や県の負担分を差し引いて、残りの額を全市町村に按分して割り振ったものになります。県の保険給付費等交付金の財源の一部は、市町村から徴収する「事業費納付金」となっており、県では、毎年度、市町村ごとの事業費納付金の額を決定し、市町村に提示するため、これを市町村は納付する義務があります。なお、事業費納付金の決定に当たっては、市町村ごとの医療費水準と所得水準などに基づき、按分して計算しています。 その下の項番2、標準保険税率になりますが、県では、事業費納付金の決定に併せて、市町村が事業費納付金を賄うために必要な標準保険税率を作成し、市町村に提示しています。市ではその標準保険税率を参考とし、税率を決定します。以上のとおり、現行制度では、標準保険税率に沿えば、必要な事業費納付金が賄える、という仕組みとなっております。 そこで資料1をご覧ください。申し訳ございませんが、資料1の数字に誤りが見つかりましたので、本日差し替えて配布させていただきました資料1を御覧ください。1 納付金の仮算定結果、(1)尾張旭市と愛知県の比較の表を御覧ください。表の上半分が尾張旭市、下半分が愛知県全体の数字、横に令和5年度、令和6年度の仮算定と本算定、令和7年度の仮算定の推移になっています。 尾張旭市の欄の一番上は被保険者数、国保に加入している人の人数の推計で、令和7年度は12,321人、令和6年度より847人減少する見込みとなっております。表の2行目、尾張旭市の納付金が、20億5,925万225円と、令和6年度の本算定納付金額約22億988万2,573円から、1億5,063万2,348円の減額となりました。

また一人当たりの納付金額は 167,822 円から 167,133 円に 689 円の減額、という数字が示されました。

次の、項番 2 納付金の推移は、上の表をグラフ化したものになるのですが、一番太い白丸の折れ線が、尾張旭市の一人当たりの納付金額の推移、白さんかくの折れ線が愛知県全体の一人当たりの納付金額の推移になります。

裏面を御覧いただきまして、左側の下のほうに愛知県のこの度の事業費納付金算定に当たっての説明の抜粋を載せさせていただきます。

その内容は 1 人当たり保険給付費実績の伸び率は、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えが起こった令和 2 年度が大きく減少したものの、令和 3 年度以降は回復し、高い伸び率を示していました。しかし、令和 6 年度は回復後の高い伸び率も落ち着き、実績見込みとしては低い伸び率となっているため、愛知県では普通交付金の執行に当たり財源不足は生じない見込みと考えております。ただ、一人当たり保険給付費実績の伸び率が平成 30 年度から令和 5 年度まで年平均 3 % 程度であることを考えると、今後も同程度の伸び率になる可能性があることから、県ではその内容を考慮し、国保財政を安定して運営するためには財源不足にならないように、必要な財源を確保する必要があります。令和 7 年度の一人当たり保険給付費推計値は概ね令和 6 年度までの実績を伸ばした先に位置しており、これまでの平均的な伸びが継続したとしても、財源不足は回避することができる見込みとなっております。このため、令和 7 年度納付金の推計結果は過大にならずかつ財源不足とならないように設定されているとのことです。

また、今年度における保険給付費等の実績は、11 月分までの 8 か月分が判明しており、11 月時点で実績値が推計値を大きく下回っているとして、愛知県における年間の決算剰余金額は約 48 億円となる見込みとしています。このため、県は決算剰余金の活用ルールに則り、累積額の 3 分の 1（約 16 億円）を令和 7 年度納付金の減算に活用する予定でしたが、仮算定の結果、県平均 1 人当たり納付金の対前年度伸び率が 1 % を下回っており、納付金の急激な上昇がなかったため、決算剰余金の活用による調整の必要性が低いと考え、令和 7 年度納付金の仮算定では決算剰余金を活用しないこととしました。

次に別紙 3 を御覧いただきたいのですが、これは各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位の一覧になります。資料 1 の右半分が、その一覧から尾張旭市と長久手市、瀬戸市、県平均を抜き出し

てグラフ化したものを載せております。また資料 1 の裏面には尾張旭市の県内順位の推移をグラフ化したものです。参考に御覧ください。

続きまして、議題(2)の仮算定に基づく税率改定（案）につきまして、御説明いたします。資料 2 を御覧ください。

まずはじめに、前回の第 1 回国保運営協議会の中でもお伝えいたしましたが、現在、本市の国民健康保険の運営は財政的に非常に厳しいものとなっております。そのため、令和 5 年度決算においては単年度収支でとうとう赤字決算となりました。その赤字を補てんするために令和 6 年度歳入を令和 5 年度歳入に繰り入れるという繰上充用も行ったため、令和 6 年度においても大幅な歳入不足が見込まれております。

国保の運営は独立採算が原則ですが、国保加入者からの保険税だけでは収支の均衡が保てないため、市民の皆様から納付いただいた税金などで運営する一般会計から公金の投入、法定外繰入れが行われております。また、繰上充用や法定外繰入は、今後、赤字解消計画に基づき、令和 11 年度までに繰入額をゼロにすることが県から求められています。そのため、令和 7 年度以降は、この財政支援と、これまでの累積赤字を解消するため、これまでより国保税率の引き上げ幅は大きくなる見込みとなりました。

そこで、令和 7 年度税率（案）でございますが、資料 2 の裏面右側の真ん中にある表を御覧ください。先日、県から示されました令和 7 年度の標準保険税率が一番右側に記載してありますが、今年度、令和 6 年度の現行の保険税率が一番左側に記載してあります。この令和 7 年度の標準保険税率を用いると、事業費納付金を賄うことができ、歳入歳出の均衡が図れる仕組みですが、現行の令和 6 年度の税率とは大きくかけ離れています。そのため、令和 7 年度は少しでも標準保険税率に近づけるため、医療分と介護分については、令和 6 年度の本算定時に示された標準保険税率を用い、後期高齢者支援金分については令和 7 年度の仮算定標準保険税率に到達させた、左から 2 番目の令和 7 年度（案 1）を用いる予定をしております。その二列右の案 2 は今回示された令和 7 年度の標準保険税率となっております。

案 1 と案 2 のそれぞれ均等割額と平等割額については金額が細かく円単位まで表示しておりますが、これは標準保険税率をそのまま載せたためであり、最終的には百円未満に整理する見通しとなっております。

表面に戻っていただきまして、左側の 2 に令和 7 年度保険税率案

とこれまでの推移をグラフで表しています。令和３年度か令和５年度にかけては標準保険税率との差を３年間で解消するため、段階的に引き上げてきましたが、令和５年度と６年度の事業費納付金が予想を大きく超えて上がったため、令和７年度で大きく税率を上げることになります。右側に今回の試算結果として、所得の段階別にモデルケースを設定したイメージ図を載せてあります。

本日は、追加で「国民健康保険税の計算方法」というシートを皆様にお配りしております。Ａ４の縦のシートになります。こちらは現在使用している税率で試算を行うシートで、窓口で試算を行う際に使っているものになります。これに個々の世帯ごとの所得や世帯構成を当てはめると年税額が計算できるという仕組みになっております。資料２右側のモデルケースのケース別試算において、上から３つ目の４０歳未満夫婦と子２人で所得３００万円の場合としてまずは試算しました。１医療保険分・後期高齢者支援金分を計算します。前年の総所得金額に３００万円を入れると、基礎控除が４３万円のため、所得割の算定は２５７万円になります。それに９．３６％をかけると所得割額は２４０,５５２円、均等割は４人世帯のため、３６,１００円をかけて１４４,４００円、平等割は１世帯につき２６,４００円ですので、これを全て足すと、年税額は４１１,３５２円になります。１００円未満の整理のため４１１,３００円という風になっております。２の介護保険分については、被保険者に４０歳から６０歳の方がいる場合に計算するため、この世帯には該当者が居ないので、税額は発生しません。

このように世帯構成や所得金額によって、税額を決定しておりますので、所得割の税率が変わるとどうなるのか、や均等割や平等割が上がるとどう変わるのか、など、このシートが基本になりますので参考にしてください。

なお、賦課限度額について、厚生労働省の方針により７年度は３万円引き上げとなる予定で、医療分・介護分合計で１０９万円が上限となります。このことについては、税率改定の件とあわせて条例改正を行う予定となっており、次回の運営協議会でこの点も諮問させていただきます。

今後は、年明け１月２０日の愛知県の会議で納付金の本算定結果が示されますので、今日は仮算定段階の標準保険税率に基づいて税率を試算した場合の御報告までとさせて頂きたいと思います。次回の会議におきまして、本算定結果を踏まえた税率案を、みなさまにご審議いただけるよう、準備して参ります。私からの説明は以上となります。

副会長	ありがとうございました。事前に提出された質問事項はありませんでしたので、ただいまの説明を聞いて御意見、御質問ございませんか。非常に高くなるなあという感じですが。よろしいでしょうか、不明な点でもありましたら。 よろしいですか。 では、ちょっと私の方から。県が示している標準保険税率より尾張旭は今までずっと抑え気味で、段階的にやってきたということですから、とうとう来年度決算数値で大変に繰り入れてもらわなければならないような、財政運営が厳しい状況になって参りましたので、この状況を市民の皆さんに広報してわかるようにやっていただいたほうがいいかと思うんですけれども、このような状況は県の中でも尾張旭だけでしょうかね。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	はい、お答えさせていただきます。これまで、赤字解消計画に基づく愛知県の県内の市町村においては、赤字解消計画を作成している市町村、自治体は 21 市町村存在しておりますが、令和 5 年度決算におきまして、新たに名古屋市を含む 4 市町村が赤字となったため、現在は 25 市町村が赤字解消計画に基づいて赤字団体として計画を策定し進行していくという状況になっております。 今後も市民のかたにも広くお知らせする必要があると考えまして、今ちようどお配りしています広報おわりあさひの 1 月号になるのですけれども、そちらの方にも資料 2 の方に書かせていただきました「税率見直しの理由」というこちらの所なのですけれども、この辺りをトピックとして広報 1 月号に載せておりますので、市民の皆様にもこちらの方で御承知おきいただきたいなという思いで載せさせていただきました。よろしくお願いいたします。
副会長	ありがとうございました。この大変な状況というのはよその市町村多くあって、県の中でも半分ぐらい、このようなことであることはよくわかりました。ですが皆保険を守っていくためにもやはり広報して貴重な医療費を使っていきたいと思いますので、広報にもまた頑張ってくださいよう、よろしくお願いいたします。 後からお見えになったかたもありますけれども、御質問等ありましたら、1、2について今やっております。いかがでしょうか。
石原委員	この表ですけど、資料 2 の表の一番上から 6 つぐらいありますけれども、これは年間の税額ですか。

保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	はい、年間になります。
石原委員	上げ幅は令和7年の上から2番目のところで見ると11.2%は前年に対してですか。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	はい、そうです。
石原委員	今、副会長から、周知して皆さんに納得了承をとという話がありましたが、こんな10何パーセントも上がって納得しますか。一般市民が了承しますか。それと、この会計収入ですけど、一般会計だけですか、特別会計からは入れてないですか、前年度は70億ぐらいありましたよね。一般会計は70億ですか。特別会計ですか。70億ぐらいあって、余った年がありましたよね。2億か3億か。もう一般会計からの収入補填しかないわけですか。
保険医療課長	今、国保特別会計ということで、国民健康保険の特別会計で運営されているわけなのですけれども、一般会計からの繰り入れということのみになります。国保自体の基金が存在しておったのですけれども、令和6年度で7,900万円残っているところを今年度全て投入します。これは、これまで国民健康保険の事業の中で積み立ててきておったものについて、プールしてきた内容になっているのですけれども、その基金について今年度で全て使い果たし底を突くということになりますので、7年度からは一般会計にそれを依存していくということになります。
石原委員	そうならば、一般会計の予算を増やすよう要望していくとか、市の中で配分していくということでこちらの方に充てるということではできませんか。その、一般納付額で負担、それしかないのですか。以前、担当の方が言われた5%以内に抑える、せいぜいそれぐらいじゃないでしょうか。年金の上昇率とかを見ても、年金が2.7%でしたよね。物価が3.2%ですよ、それを超える10何パーセントも、これを公表して、示して果たして混乱しませんか。これ見ただけでもぞっとしましたけど。しかもやむを得ない、だったら、何かやむを得ない事情をもっと説明すべきじゃないかと思いますし、去年市長が所信表明で「もっと住みやすい街へ、やっぱり住みたい街へ」と言われましたが、どこか税金の安い所に変わりたいですわね。15%、14%なんてそんな住みたいまちですかね。それと、

	6つの柱のときに市長言われましたけど、健康と福祉という大きな柱がありましたよね。これが崩れてくる、だから緊急な事態をもっと市の予算を組んで、市の予算を投入していくべきじゃないかと思いますが、一般の負担、負担と言われても、10何パーセントも負担してみんな了承しますかね。やむなしでできますか。仕方ないですかね、その辺の感覚、私は年金生活ですから、とてもちょっとわかりません。
保険医療課長	お話の内容については非常によくわかることなんですけれども、一般、一般ということであると、国保というのは本来独立採算であるべきものなんですけれども、国保の全体の予算というのは国、県などからの補助金と、皆様の保険税で歳出を賄っていくという仕組みになっているのですけれども、その県の補助金の残りの部分の皆様の保険料ということであると、今こういったことになるので、結局その部分を補填していくのはやはり、国保税だけでは補填できないという事情でございますので、この辺りが一般会計である、国保以外のかたも納めていただいている税金の中から支出をしていくということになるわけなんですけれども、そういったことで10何%という上がり幅というのも、これはしかるべく一般会計の補填を行った上でこういうかたちになります。もししなければもっと上がってしまうんですけれども、今の事情からいきますと、前回の会議の中でも申し上げたんですけれども、令和5年度の会計が赤字となりまして、そこから5年度の赤字が6年度、今、今年度のところにも響いてきておりまして、それが徐々に累積で増えてきているという状況になりますので、6年度、今年度の決算が今回どのようになるかはまだ、細かいことはわからないのですが、今のところ赤字が見込まれております。そういった赤字がさらに7年度になって、本来今まで黒字であれば翌年に繰越などをしてプールもできたし、それをまた運用資金に回せたものが、それが今、逆にマイナスが生じておることによって翌年に回すこともできない状態になって、スタートしなければいけませんので、その辺は一般会計からということで多額の繰り入れをいただいて、何とかこういった数字で今はじいたということですので、まだ、あくまでも仮算定値の中での試算ということにはなりますので、これが確定値かと言われますとまだそうでもないところもございますが、やはりこれほどの改定を見込まないと立ちかないというような状況になっているというのは事実でございますので、この辺りは丁寧に皆様の方にはご説明が必要だということとは重々承知しておりますので、何卒よろしくお願いいたします

	す。
副会長	ありがとうございました。それでは、三浦委員お願いいたします。
三浦委員	すみません、14時からと勘違いしてまして、遅れましてすみません。 以前、広報の一面ぐらいで皆さんにしっかり示したらと言ったんですけれども、そのときに国保は市民全体のものではないというか、1万3千人ぐらいの人数だということで、そういった考え方から一般財政を使うということ自体がどうかというのを感じますね。国保じゃない方からの目からして。もう今本当に色々な研究が進んでどんどん研究費が上がってそれに対して、いわゆる、いいお薬というのが出ているんでしょうけど、それが変わることがなく、どんどんエスカレートはしていくと思うので、保険というか医療費が上がっていくことは明らかで、それを使わないようにすることのほうが大事かなと思っているんですけれど、若い人の話を聞いていても、遺伝とか生まれつきの病気のかたは、難病を抱えるかたに対しては違うんですが、例えば生活習慣病なんていうのは、その人の生活の仕方による不摂生な病気ということも言われて、そういった好き勝手に食べて飲んで、そういうことにお金を使った結果、病気になった場合のそういう人達に保険をあてがうのはどうかとか、若い人達は高齢者を支えるということで保険税が高くて希望をなくして、今の生活を謳歌するということにすごく意識がいついて、例えば健康ではなく美容とか、そっちにはすごくお金をかけている印象なんですね。なので、これからみんながどうしたら医療費をかけずにいられるか、自費でしっかり自分でメンテナンスしているかたもいるんですね。この保険税のかけ方を見ると、所得とか人数とか公平性をうたっているんですけど、そうやって自分で努力している人とそうでない人の公平性はどうなのという声もありますし。そんなところを思いました。
副会長	ありがとうございました。事務局お願いします。
保険医療課長	ご意見ありがとうございます。国民健康保険というのは日本国の皆保険制度の最後の砦ということで、再三、どの場所でも言われておることですので、そこについては国民健康保険を守っていくということで適切な運営というのは託されておるわけなんですけど、今我々ができることといたしましては、今ご意見をいただいたように、健

	康であれば、ということはあるんです。その部分では、我々は今、尾張旭市として市の保険者としては保健事業ということで、特定健診の受診率向上を目指して、受診勧奨、受けられない方、受けていられない方への受診勧奨を業者にお願いをしたり、色々な手法をもって健診を受けていただき、健康を支えていただく、また重病化するのを予防する、そういった部分での保健事業に注力をするということが今後もさらに伸ばしていかなければならないということで、そういったことで医療費が抑制されてれば、保険料にもそういった部分では減少にもつながるのではないかというのは再三言われてきておりますので、私たち事務局の方にもそういった日々の事務においては、そういった部分に注力しましてやっていきたいと考えております。で、やはり、国民健康保険の現在の制度上のお話になるのですけれども、社会保険の適用拡大が今進められておりまして、国民健康保険の被保険者のかた、いわゆる支え手のかたになる、お仕事をされ所得のあるかたが国民健康保険から社会保険に離れてしまうというのが依然として国の施策によって拡大してきております。そういったことから、実際に所得のお有りのある方が少なくなっておりますので、国民健康保険の保険税ということでは、なかなか、一生懸命上げてもなかなかそういったことが反映してこないという状況が、これは尾張旭市のみならずということで、各市もその辺りは頭を抱えていることだと思いますので、そういった部分がありながらも、ただ、我々としてやれることとしては先ほども申し上げた保険事業の部分で皆さんには健診を積極的に受けていただき、重症化予防、そういった部分が実現するように私たちはそういう業務にあたっていき、間接的ではありますが保険料の抑制になるようにということで取り組んでいきたいと考えておりますので何卒ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
副会長	ありがとうございました。岩橋委員、お願いします。
岩橋委員	これ7年度までしか想定されていませんが、7年度以降もおそらく上がるという予想ですよ、おそらく。その時にまた一般会計の方から補填するというかたちを取る方向でいかれるということですかね、方向としては。これ、会計上、一般会計ですから、こちらの健康保険の方は特別会計ですよ。そうしたときに、一般会計から繰り入れた金額は翌年度余剰、余剰という表現は悪いかもしれませんが、余った場合は一般会計に戻しますか、それか予備費

	としてプールするんですか。
保険医療課長	これについては、もし黒字化した場合は翌年への繰越金というようなかたちで運営していくことになるかと思うんですけれども、
岩橋委員	繰越金としてプールするんですね。
保険医療課長	プールといいますか、翌年の予算に使っていく、まだ一つとして、これは先の話が、実際のところ財政当局との話もありますので、確定したということではないんですが、今後赤字解消というのを前回の会議の中でも申し上げたのですけれども、毎年いただきながらも、それは永遠にいただくわけにはいきませんので、それは適切に保険税の税率を設定しながら、その繰り入れをしてもらう一般会計の額を減らしていくということでの、今後の令和 11 年を目途にそれをゼロにしていくという考え方で、今、解消計画という流れで進めているところでございます。ですので、それがずっと何億何億って同じ額ではなく増えていくことはなく、これからは減らしていくというスタートが来年になってくるということでお願いしたいと思います、以上です。
副会長	ありがとうございました。御理解いただけましたでしょうか。
岩橋委員	単年度だけでみてるから、ちょっとあれなんですけど。今言われる 11 年度でゼロっていうか、繰入をなくす方向へもっていこうとする、であるならば、本来 7 年度以降の税率をどれだけ上がっていくんだっていう、要するに指数っていうのは示せませんか。だいたい動きが出てくるかと思うのですけれども、それを標準化してしまう、逆に。均等化してしまう考えもあると思うんですよ。単年度単年度で上げていくという考えと、もう 5 年を見据えて補填しておくっていう、アベレージとして捉えてっていう考えはないんですかね。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	税率の今後の見込みについては、毎年、標準保険税率が県の方から示されてきまして、その標準保険税率は、結局、前年度等にかかった医療費、それに基づいて事業費納付金が決まってくるんですけれども、その納付金を払えるようにするためには、税率をいくつにしたらその納付金が納めれますよという税率が標準保険税率として示されてくるので、その標準保険税率にすれば事業費納付金も、出も全部賄えるという考えでいるんですけれども、これまでの赤字

	額がずっと膨らんできている状態だったものですから、前回の運営協議会の場でお配りさせていただいた資料の中に、一応、今後の国民健康保険の運営の見通しということで、赤字解消計画の方も令和11年度までに赤字をゼロにしていく見込みの方を載せさせていただいたのと、これをゼロにしていくためには、多分今後の税率の改定見込みとして、11年度までこんな感じで上げていけば何とかゼロにできるんじゃないのかなというのを本当に仮の状態ではあるんですけれども、一度試算はしている状況になっております。なので、今後、毎年県から示される金額を見ながら、今までの累積赤字とのバランスを見て、徐々にゼロに近づけていく、一般会計からの繰り入れ額をゼロに近づけていくという方向で考えております、以上です。
副会長	ありがとうございました。前回の資料にもそのような11年度までの解消計画のようなものを御覧になったかと思しますので、また参考になさってくださいますようよろしくお願いいたします。では、もう議論が尽きないところでございますが、皆様の時間の都合もでございますので、さらに御不明な点があるようでしたら事務局の方へまたお問い合わせいただければと思っています。本日は仮算定の結果ということで、それに基づく改定案の説明をいただきました。それでは、次の議事に移りたいと思います。議題(3)「その他」について事務局から説明をお願いします。
保険医療課長 補佐兼国保庶務係長	ここで、「その他」としまして、この国保運営協議会の委員の皆様様の任期が来年の5月で満了となっておりますので、少し今後の流れについて御説明させていただきたいと思っております。本日、席の方にお配りさせていただきました名簿のとおり、現在はここにお集まりいただいている皆様に委員をお願いしております。保険医及び保険薬剤師の代表のかたは4月に関係機関に推薦を依頼させていただきます。こちらは、瀬戸旭医師会、尾張旭市歯科医師会、尾張旭市薬剤師会となっております。公益代表のかたにつきましては、4月に代表のかた宛に推薦を依頼させていただきます。現在お見えになっていただいているかたにつきましては、名古屋産業大学学長、尾張旭市商工会会長、尾張旭市地域婦人団体連絡協議会会長、尾張旭市社会福祉協議会会長宛に推薦のほうを依頼してのお集まりいただいている皆様となっております。公募につきましては3月の広報に載せまして、ホームページのほうでも募集をしていく予定で考えております。

	被保険者のかたの代表のかたは在任期間や年齢要件等によりまして、引き続き選任要件に該当してみえるかたにつきましては、留任をお願いさせていただきたいという場合もありますので、個別にまたそのかたにつきましては御相談させていただきたいと考えております。以上となります。
副会長	事務局の説明について御意見等ありますか。よろしいですか。
石原委員	今、任期の話がありましたけど、最終の協議会が1月。普通それが終わったら後は何もないですよ。それでもまだ委嘱されている、それが終わったら解職じゃないのですか。
保険医療課長	一応任期まではということで。実際に会議自体はございませんが、例えば今回のケースで何か変わったことで皆様にお伝えしなければいけないことなどもある可能性もありますので、やはり任期内においては、そういった可能性もあるということで、引き続き御委嘱させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
副会長	ありがとうございます。会全体の流れを通じて、まだあるようでしたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。本日の会議ですけれども、始まったときは11名でしたけれども、皆さんご出席賜りまして14名の出席数になっておりますことを訂正させていただきます。最後に課長お願いします。
保険医療課長	はい、私の方から御確認といいますか、御挨拶ということで今回の内容等もお知らせしたいと思っております。まず、本日の会議ですけれども、様々な資料を提示をさせていただきまして、非常に厳しい数字ということでの御指摘をいただいたところでございます。その辺りにつきましては、丁寧な説明に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。また今回お示しした数字については、今後、1月に愛知県から本算定という内容の数字が示されて参りますので、そこへ向けた部分でございますので、今のところの現時点での試算でございましてを御了承いただきたいと思います。あくまでも確定ではございませんので、現時点での試算ということになりますので、また本算定の内容をもって策定のものを示して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、最後

	に次回の会議の予定をお知らせさせていただきます。次回、第3回の会議においては、令和7年、年明けの1月23日の木曜日、午後1時30分からを予定しております。これまで午後2時からとしておりましたものが、今日も誠に申し訳ございません、こういったものに変えてしまったものですから、混乱が一部お有りだったと思いますが申し訳ございません。次回もですね、本日と同様、午後1時30分から予定しております。
副会長	日程と時刻をもう一度お願いいたします。
保険医療課長	はい、令和7年1月23日木曜日でございます。午後1時30分からの予定でございます。よろしくをお願いいたします。
副会長	ありがとうございます。
保険医療課長	会場は、本日と同じこの市役所3階講堂で開催する予定でございます。また、年明け早々に1月23日の開催通知を皆様の元へ送らせていただきますのでご予約をいただきますようお願いいたします。 その際の議題としましては、令和7年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果と、さきほど検討結果を反映させるということでお伝えいたしました国民健康保険税の税率等の改定案について、皆様に諮問をさせていただくこと、また、国民健康保険税の課税限度額が本日の課長補佐からの説明にもございましたが、106万円から109万円と課税限度額が引き上げになりますのでこういったことの改定についての諮問、また予定されております低所得者のかたの軽減判定の所得も改正予定でございますので、以上の内容につきまして諮問させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。 年をまたぎまして、議題も多くなりますけれども、どうかご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。私からは以上です。
副会長	ありがとうございました。本日の議題は以上になりますが、それ以外に委員の皆様で何か御意見、御質問等ありましたらお伺いいたします。よろしいでしょうか。それでは、本日の日程は、以上で終了しました。 長時間にわたり御協議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、令和6年度第2回尾張旭市国民健康保険

	運営協議会を終了いたします。
--	----------------

午後 2 時 2 0 分閉会